

令和5年8月31日

令和6年度の財政投融资計画要求書

(機関名：全国土地改良事業団体連合会)

1. 令和6年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	15	13	2	15.4
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	15	13	2	15.4

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度末 残高(見込)	令和5年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	37	22	15	69.5
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	37	22	15	69.5

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		29	29	0
(内訳)	土地改良施設維持管理適正化事業交付金（防災減災機能等強化対策）	29	29	0

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		30	30	0
(財源)	財政投融资	15	13	2
	財政融資	15	13	2
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	15	17	△2
	国庫補助金	15	15	0
	地方拠出金	8	5	4
	その他	△8	△3	△5

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：全国土地改良事業団体連合会)

＜官民の役割分担・リスク分担＞

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

土地改良施設維持管理適正化事業は、土地改良施設（ため池、堰、用排水機場、用排水路等）の維持管理を担っている市町村や土地改良区等が、施設の定期的な修繕・補修や防災・減災等のための緊急性の高い施設整備を行う事業である。

本事業のうち防災減災機能等強化対策（防災・減災、省エネ化、再エネ利用及び省力化のための施設整備を行う事業）については、国土強靱化、グリーン、デジタルといった現下の政策課題に対応するため、特に適期・的確に実施していく必要がある。

これらの施設整備は、広く全国各地で実施される公共性・公益性の高い事業であることから、「民間では担えないリスクの負担」を公的金融機能によって措置することで、持続的・安定的な資金調達を実現する必要がある。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

土地改良施設維持管理適正化事業の実施に必要な経費は、土地改良事業関係補助金交付要綱及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領により、国による補助のほか都道府県及び事業実施主体が負担することとされており、都道府県、事業実施主体が負担する地方負担相当額については借入金をもってその財源とすることとしている。借入金をその財源とする範囲は限定されており、適度な支援を行っている。

＜対象事業の重点化・効率化＞

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

国土強靱化、グリーン、デジタルといった現下の政策課題に対応する観点から、財政融資資金による支援の対象は、防災・減災、省エネ化、再エネ利用及び省力化のための施設整備を行う事業とすることとしている。

＜財投計画の運用状況等の反映＞

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和5年度にあつては、市町村や土地改良区等への要望量調査に基づき財投計画を策定しており、現在、計画どおりに運用を行っているところ。

令和6年度にあつても、昨年度同様に市町村や土地改良区等へ要望量調査を行った上で、財政投融資の要求を行うこととしている。

(参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額)

	2年度	3年度	4年度
運用残額	—	—	0億円
運用残率	—	—	4.7%

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：全国土地改良事業団体連合会)

「経済財政運営と改革の基本方針2023」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「デジタル田園都市国家構想（基本方針・総合戦略・当面の重点検討課題）」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2023」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「デジタル田園都市国家構想（基本方針・総合戦略・当面の重点検討課題）」に盛り込まれた土地改良事業の強化を図るため、各地区の計画的な実施に必要な額の財源として、財政融資資金15億円を要求している。

○「経済財政運営と改革の基本方針2023」

第2章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

(2) グリーントランスフォーメーション(GX)、デジタルトランスフォーメーション(DX)等の加速

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

1. 国際環境変化への対応

(4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

2. 防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興

○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」

IV. GX・DX等への投資

3. 食料安全保障

(2) 農林水産業のグリーン化

VIII. 経済社会の多極化

1. デジタル田園都市国家構想の実現

(3) デジタル田園都市国家構想の前提としての安心の確保

○「デジタル田園都市国家構想総合戦略」

第4章 各分野の政策の推進

2. 分野別の施策の推進

(2) デジタル基盤整備

⑤エネルギーインフラのデジタル化

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：全国土地改良事業団体連合会）

1. 政策的必要性

（１）土地改良施設維持管理適正化事業（防災減災機能等強化対策）の政策評価体系における位置付け

《大目標》

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農産漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

《中目標》

農業の持続的な発展

《政策分野》

農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進

（２）財投によって政策目的の達成を目指す理由

土地改良施設維持管理適正化事業は、土地改良施設（ため池、堰、用排水機場、用排水路等）の維持管理を担っている市町村や土地改良区等が、施設の定期的な修繕・補修や防災・減災等のための緊急性の高い施設整備を行う事業である。

本事業のうち防災減災機能等強化対策（防災・減災、省エネ化及び省力化のための施設整備を行う事業）については、国土強靱化、グリーン、デジタルといった現下の政策課題に対応するため、特に適期・的確に実施していく必要がある。

2. 民業補完性

農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備は、食料・農業・農村基本計画（令和２年３月閣議決定）、土地改良長期計画（令和３年３月閣議決定）等に基づき、国が主体的に推進する必要がある。

3. 有効性

農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備全体（土地改良施設維持管理適正化事業を含む。）によって、以下の政策効果を発現させることとしている。

- ・ 安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- ・ 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（21万ha（令和7年度まで））

4. その他

本事業の実施主体は市町村や土地改良区等である。

このうち土地改良区は民間団体であるが、土地改良区は、土地改良法第36条第１項に、その事業に要する経費を賦課徴収することができる」と規定され、また、同法第39条により賦課金を滞納する者があった場合は、市町村に対し、その徴収を請求することができることとされている（市町村は当該請求があった場合は地方税の滞納処分の例によりこれを処分する）。

さらに、土地改良区は、市町村が請求に基づく処分をしない場合、都道府県知事の認可を受けてその処分（滞納処分）をすることができる」と規定されている。

このように、償還を確実に実行するための収入の確保が法律に規定されている。

4 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：全国土地改良事業団体連合会)

1. 決算についての総合的な評価

全国土地改良事業団体連合会では、監事（2名）による内部監査及び公認会計士（2名）による外部監査が行われており、次のとおり、いずれの監査においても適正な旨、報告されている。

(1) 内部監査

内部監査は、関係諸帳簿及び証拠書類等について正確適正に処理されている旨、報告されている。

(2) 外部監査

① 財務諸表等監査

「我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等※に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める」との報告があった。

※貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書のことを言う。

② 財産目録に対する意見

「財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して作成されているものと認める」との報告があった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

貸借対照表（令和5年3月31日現在）

○資産の部 27,052,287,497円

流動資産（現金、未収金等）

固定資産（基本財産、特定資産等）

○負債の部 26,203,878,317円

流動負債（未払金、預り金等）

固定負債（引当金、支援事業貸付金）

○正味財産の部 848,409,180円

(2) 費用・収益の状況

正味財産増減計算書（R4.4.1－R5.3.31）

○経常収益 11,425,200,414円

○経常費用 11,326,670,698円

○正味財産期末残高 848,409,180円